第十条第二項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項」に改める。

第十二条第一号中「事項（」の下に「外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改める。

第十六条の二第二項中「事項（」の下に「外国人住民である申請者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改める。

第十六条の六第一項第三号及び第二項中「事項（」の下に「外国人住民である署名利用者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改める。

第十七条第三項第三号中「第三十八条」の下に「、第三十八条の四」を加える。

第二十二条第二項中「掲げる事項」の下に「（外国人住民である申請者にあっては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」を加え、同条に次の二項を加える。

9　住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

10　第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「住所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所地市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十二条の二第二項中「第七号」の下に「に掲げる事項（外国人住民である申請者にあっては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」の下に「に掲げる事項」を加え、同条に次の四項を加える。

3　戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

4　第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

5　戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができる。

6　第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、領事官を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第十八条第一項中「利用者証明利用者は」の下に「、住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第二十八条第二項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同条第五項」を「第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第五項」に改める。

第二十九条第一項中「附票管理市町村長」の下に「又は領事官及び附票管理市町村長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出は、当該利用者証明利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあっては、附票管理市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第二十九条第二項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「（これらの規定を第二十二条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「同条第二項」を「第二十二条の二第二項において読み替えて準用する第二十二条第二項」に改める。

第三十五条の二第二項中「事項（」の下に「外国人住民である申請者にあっては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項、」を加え、「あっては、」を「あっては」に改める。

第三十六条第一項中「を確認する」を「の確認又は第三十八条の四第一項の規定による確認をする」に改める。

第三十七条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三十八条の四第一項」を加え、同条第四項第一号中「次条」の下に「、第三十八条の四」を加える。

第二章第二節第三款中第三十八条の三の次に次の一条を加える。

（電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務）

第三十八条の四　利用者証明検証者は、第三十八条第一項の規定により利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後（当該利用者証明検証者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又は第十九条第一項の規定により当該署名利用